

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 2 3	受 理 年 月 日	令 和 2 年 11 月 25 日
件 名	社会福祉法人への指導		
要 旨	<p>私たちは稚松保育園の保護者会、育成会である。稚松保育園は市営崇仁保育所が稚松学区に移転、民間移管された園で、今年度から社会福祉法人錦会が運営している。京都市が定める移管後の運営に係る基本事項に基づき、今年度から令和4年度まで引継期間がある。日頃の保育については、市営保育所の出身で経験豊富な園長、市から派遣された市営の先生方を中心に保育がなされ、大きな不満や不安なく過ごしている。</p> <p>しかしながら、園に連日のように来られる法人の理事が保育現場を混乱させて先生方を疲弊させているように見え、また、保護者に対して心ない言葉を掛けてくることもあり、以前から保護者の懸念事項であった。そして、本年9月30日、上記の基本事項に基づき開催された京都市、法人、保護者代表で構成する三者協議会において、到底容認できない不適切な言動があった。</p> <p>三者協議では、新園舎の駐車場、駐輪場の屋根には雨どいがなく、出入りの際に子供たちがびしょぬれになるという問題が生じており、育成会から雨どいを付けてほしいと求めていた。そのやりとりの際、理事から、子供に対してはルールを作ればよく、それでもぬれる子がいるとしたら、それは保護者のしつけの問題だとし、さらに、その保護者に対しては子供のしつけが足りないという趣旨の言動を行った。</p> <p>保育園は活発で多動な子や発達障害のある子も通う場所である。私たちは子供たちのために改善を要望しているのに、理事から私たちの子育てに原因があると言われ、このような理事の姿勢に深く失望し、子育てを否定されたように感じている。</p> <p>育成会として、この発言について法人の理事、監事、評議員宛てに法人としての見解や撤回等を求める要請書を10月16日に送付した。しかし、法人からはいまだに何の回答もない不誠実な対応が続いているため、私たちは安心して三者協議を再開させることができない。</p> <p>稚松保育園は上記基本事項に基づき、民間移管後も市営保育所の保育ガイドラインを尊重して運営を行うこと、また、保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応し、誠意を持って解決に努めることが求められている。法人の不誠実な対応は基本事項に違反し、法人と保護者との信頼関係を構築する妨げとなり、京都市が保護者に対して約束したはずの適切な民間移管の妨げとなる。</p> <p>ついては、京都市の対応を求め、以下の項目を願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人錦会に対し、育成会からの要請書に対して誠実に回答するよう指導すること。 2 社会福祉法人錦会に対し、稚松保育園の運営に対する理事の関与の在り方について、徹底した指導を行うこと。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		